

第 16 回 運転・保守分科会議事録

1 . 日 時 : 平成 21 年 2 月 23 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 40

2 . 場 所 : (社) 日本電気協会 4 階 C,D 会議室

3 . 出席者 : (敬称略 , 順不同)

出席委員 : 長崎分科会長 (東京大学) , 横尾 (東京電力) , 清水 (東芝) , 伊藤 (北海道電力) ,
奥野 (原子力発電訓練センター) , 鈴木 (BWR 運転訓練センター) , 渡辺 (JNES) ,
宮田 (電事連) , 中川 (発電設備技術検査協会) , 有馬 (日立 GE) , 堀水 (原技協) ,
高橋 (関西電力) , 小坂・熊谷 (原子力安全・保安院) , 渡邊 (東北電力)

(計 15 名)

代理出席 : 廣澤 (九州電力・中牟田代理) , 鈴木 (電源開発・静岡代理) , 滝田 (JNES・牧野代
理) , 柴本 (中部電力・大橋代理) , 岩本 (中国電力・岡崎代理) , 大西 (四国電力・
川西代理)

(計 6 名)

欠席委員 : 大塚 (三菱重工業) , 幅野 (東京電力) , 山口 (大阪大学) , 齋藤 (日本原電) , 杉山
(北海道大学) , 千代 (北陸電力)

(計 6 名)

説明者 (オブザーバ) : 三嶋 (東京電力・防火管理検討会)

(計 1 名)

オブザーバ : 小倉 (東京電力)

(計 1 名)

事務局 : 高須・糸田川・大東 (日本電気協会)

(計 3 名)

4 . 配付資料

- 資料 16-1 第 15 回運転・保守分科会 議事録 (案)
- 資料 16-2 運転・保守分科会 委員名簿及び各検討会委員名簿 (案)
- 資料 16-3-1 JEAG4103 「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案に関する書面投票の
結果について (日電協 20 技基 208 号)
- 資料 16-3-2 JEAG4103 運転・保守分科会 意見回答集約表
- 資料 16-3-3 JEAG4103 「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案に関する書面投票の
結果について (日電協 20 技基 308 号)
- 資料 16-3-4 JEAG4103 規格委員会書面投票 意見集約表
- 資料 16-3-5 JEAG4103 「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案に関する書面投票の
結果について (日電協 20 技基 403 号)
- 資料 16-3-6 JEAG4103 運転・保守分科会 再書面投票 意見回答集約表
- 資料 16-3-7 JEAG4103 「原子力発電所の火災防護管理指針」制定案に関する書面投票の
結果について (日電協 20 技基 466 号)
- 資料 16-3-8 JEAG4103 規格委員会書面投票 再書面投票 意見集約表
- 資料 16-4 平成 21 年度 運転・保守分科会活動計画 (案)
- 資料 16-5-1 「各分野の規格策定活動」見直し案
- 資料 16-5-2 「各分野の規格策定活動」現行版
- 資料 16-6-1 JEAG4103 公衆審査意見への対応
- 資料 16-6-2 JEAG4103 「原子力発電所の火災防護管理指針」公衆審査版
- 参考資料 1 第 31 回原子力規格委員会 議事録 (案)
- 参考資料 2 学協会規格の規制への活用の現状と今後の取り組みについて (案)

- 参考資料 3 日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」及び関連指針類に関する技術評価等に関する意見募集の結果について
- 参考資料 4 日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」及び関連指針類に関する技術評価書
- 参考資料 5 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 11 条第 1 項及び研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第 30 条第 1 項に掲げる保守管理について (内規) の制定について
- 参考資料 6 原子力発電工作物の保安のための点検、検査等に関する電気事業法施行規則の規定の解釈 (内規) の制定について
- 参考資料 7 新しい検査制度に基づく保全計画書の届出の開始について
- 参考資料 8 運転責任者資格認定制度の拡充について
- 参考資料 9 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 53 年通商産業省令第 77 号) 第 12 条第 4 号の規定に基づき経済産業大臣が行う確認に関する指針 (内規) の一部改正案に対する意見募集の結果について
- 参考資料 10 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 53 年通商産業省令第 77 号) 第 12 条第 4 号の規定に基づき経済産業大臣が行う確認に関する指針 (内規) の一部を改正する規程について (新旧対照表)

5 . 議事

(1) 会議定足数の確認 , 他

事務局より , 委員総数 27 名に対し , 本日の代理を含めた委員出席者数 21 名で , 会議開催条件の「委員総数の 2/3 の出席」を満たしていることの報告があった。長崎分科会長より , 上記代理出席者 6 名及びオブザーバ 2 名の参加が了承された。また , 小倉様の運転・保守分科会への常時参加が了承された。

(2) 前回分科会議事録 (案) の承認

事務局より , 資料 16-1 に基づき , 前回議事録 (案) の紹介があり , 特にコメントはなく承認された。

(3) 第 31 回原子力規格委員会議事録 (案) の紹介

事務局より , 参考資料 1 に基づき , 第 31 回原子力規格委員会議事録 (案) のうち , 主な議事および運転・保守分科会関連のトピックスが紹介された。

(4) 運転・保守分科会委員変更の紹介および各検討会委員変更の審議

事務局より , 資料 16-2 に基づき , 運転・保守分科会委員変更の紹介があった。また , 各検討会委員については , 委員変更が無いことの紹介があった。

(5) 運転・保守分科会書面投票、原子力規格委員会書面投票の結果報告

事務局より , 資料 16-3-1~8 に基づき , 運転・保守分科会書面投票および原子力規格委員会書面投票の結果について紹介があった。書面投票にて可決となったため , 11 月 7 日~1 月 6 日の期間で公衆審査が実施され , そこでいただいた意見に対する審議が本日の議題であることの紹介があった。

(6) 平成 21 年度運転・保守分科会活動計画 (案) の審議

事務局より、資料 16-4 に基づき、平成 21 年度運転・保守分科会活動計画（案）について説明があった。審議の結果、原子力規格委員会に諮ることについて挙手による決議を行い、出席者全員の賛成で可決となった。

(7) 「各分野の規格策定活動」の審議

横尾幹事より、資料 16-5-1 に基づき、「各分野の規格策定活動」について説明があった。審議の結果、一部を修正の上、原子力規格委員会に諮ることについて挙手による決議を行い、出席者全員の賛成で可決となった。

主なコメントを以下に示す。

- a . 現行規格の部分に「適宜アンケート調査を実施・分析・評価することにより、**・**改定作業を進めていくこととする」とあるが、これだとアンケート調査を必ずやるような表現なので、実状に合わせた方がよい。

改定の検討の際にアンケート調査を行っているものもあるが、それがルールではないので、実状に合わせて「適宜アンケート調査等を**・**」という記載に見直す。

- b . 現行規格の記載順は、電気協会として規程と指針でどうあるべきなのか。規程、指針をそれぞれまとめてはどうか。

総括に「**「**指針から規程**」**を基本とする」となっているので、規程、指針としてそれぞれ整理した方がわかりやすい。

4 桁の規格番号の符番原則および規程、指針をどのようにまとめるかということは手引き等で決まっている。ただ、ここで記載はわかりやすく書くことが大切なので、原案は規格番号順になっているが、規程、指針ごとにまとめた形の記載とする。

(8) 公衆審査コメントへの対応案の審議

資料 16-6-1, 2 に基づき、防火管理検討会の三嶋主査より、JEAG4103 原子力発電所の火災防護管理指針 制定案の公衆審査時にいただいたコメントへの対応案の説明があった。審議の結果、本日のコメントを踏まえて一部修正の上、原子力規格委員会に諮ることについて挙手による決議を行い、全委員の賛成で可決となった。

主なコメントを以下に示す。

- a . 12. に「設計情報を考慮し」とあるが、設計情報とは何を指しているのか。

優先順位は火災防護設計指針側で検討していて、防火管理側ではもう少し簡単に安全設備、常用設備、それ以外程度で考えている。火災防護設計指針側の情報も意識して現状の記載としたが、ご指摘の通りわかりにくい記載なので、「例えば、設計情報を考慮し」の部分削除する。

- b . 21. の規格の相関図とは、一般的に世の中にあるようなものだったのか、それともオリジナルなものであったのか。

オリジナルなものである。

更問. それならば、「ご提案いただいた相関図を指針の理解活動に活用させていただく」とすると、著作権などが問題になるかもしれないので、その部分の記載は見直した方がよい。

「ご提案いただいた相関図については、**・**」を削除する。

c . 36.は「これらを定期的な現場巡回等で 確実なものにする」を追加すべきという意見であるが、回答案は最初の方は受け入れるような記載で、最後は「指針になじまない」となっている。追加しないのであれば他の回答と同様に、「～なので 不採用とする」とした方がよい。

「定期的な巡回」は間接的な対策と考え不採用という趣旨の記載に見直しを行う。

d . 32.は「但し、これらの数量は想定される火災に応じて検討することが必要である」を追加して、しっかりと評価すべきという意見であるが、回答は文章だけを読むと 1500 ℓ 以下で済むのであればそれでも よいと読めるが、そういう趣旨でよいのか。

必要に応じて適宜検討すべきという趣旨である。(解説 6-2)の文中に「十分な泡の放射が可能な水源の水量及び泡消火薬剤の量の維持確認が含まれる」の部分で ご意見の趣旨には対応できるため、回答案の「但し・・・」を削除する。

(9) その他

a . 事務局より、参考資料 2～ 10 に基づき、運転・保守分科会関連規格の原子力安全・保安院による技術評価の状況等の紹介があった。

b . 次回分科会開催は、規格案の検討状況等を踏まえて別途、調整することとした。

以上